

事実婚契約書（例文）

〇〇 〇〇（以下、「夫」という。）及び〇〇 〇〇（以下、「妻」という。）は、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

夫及び妻は、事実婚の夫婦として、より良い家族関係を構築していくため、本契約に合意する。

第2条（確認事項）

夫及び妻は、婚姻の届出をしていないが、婚姻の意思を持つ事実婚の夫婦であることを双方に認める。

第3条（夫婦としての責任）

夫及び妻は、夫婦の責任として以下のことを確認のうえ、合意する。

- 1 夫及び妻は、同居する。
- 2 夫及び妻は、相互に助け合い、扶助する義務を負う。
- 3 夫及び妻は、生計を同一とし、事実婚費用を分担する。
- 4 夫及び妻は、貞操義務を守らなければならない。

第4条（生活費等の管理）

夫及び妻は、夫婦間の金銭の管理について、以下のとおり合意する。

- 1 夫及び妻は、生活に係る費用の金額及び分担割合について、双方の収入等を考慮し、話し合いのうえ決定する。
- 2 夫及び妻は、〇万円以上の大きな買い物をする際は、事前に相談しなければならない。

第5条（子に関わる事項）

夫及び妻の間に、将来、子を授かったときは、以下のとおり合意する。

- 1 妻が子を妊娠したときは、夫は速やかに胎児認知の手続きを行う。
- 2 夫及び妻は、子の両親として子の監護養育を協力して行う。
- 3 子の親権者は夫とし、子の氏については、〇〇姓を名乗るものとする。

第6条（親、親戚との付き合いについて）

夫及び妻は、お互いの親及び親戚との付き合いについて、以下のとおり合意する。

- 1 夫及び妻は、お互いの親との同居はしないものとする。
- 2 夫及び妻は、将来、お互いの親に介護等が必要となった場合の対処について、よく話し合いのうえ決める。

第7条（事実婚から法律婚への移行）

夫及び妻は、下記事項が生じたときは、法律婚へ移行するかどうか話し合いの機会をもたなければならない。

- 1 本契約締結から〇年が経過したとき。
- 2 夫又は妻が、事故や病気等により、法律婚へ移行する必要性を感じたとき。
- 3 その他、事実婚を継続することが困難な事態が生じたとき。

第8条（将来への不安解消のための話し合い）

夫及び妻は、将来への不安を解消するため、以下のとおり話し合いの機会をもたなければならない。

- 1 夫または妻が〇歳になったときに、その後も事実婚を継続する場合は、遺言書の作成について検討する。
- 2 夫または妻が〇歳になったときに、その後も事実婚を継続する場合は、任意後見契約について検討する。

第9条（契約の見直し）

夫及び妻は、本契約の内容について、5年毎に見直しを行うこととする。